

奨学金返還補助制度に関するQ & A

【募集関係】

理系大学院生とは？

- 理学研究科、工学研究科、農学研究科及び薬学研究科（これらに準ずる研究科を含む。）をいいます。
- 具体的には、理学、工学、生物学、農学、林学、水産学、薬学等があります。
- 該当するか不明な場合はお気軽に電話等でお問い合わせください。

薬剤師枠とは？

- 大学生のうち薬学共用試験に合格した5年生に該当する見込みの方を対象としています。

博士課程前期(1年)は対象とならないのか。

- 博士課程において、2年間で修了し、その後に就職をする予定の方は対象とします。

日本学生支援機構の無利子奨学金とはなにか。

- 日本学生支援機構が貸付を行っている第一種奨学金です。

【勤務・期間の計算関係】

補助金額の要件となる製造業とは？

- 卒業・修了後 1 年以内(翌年の 4 月末日まで)に就業しなければならない製造業……………図の A、B、B' (「県内製造業等」)

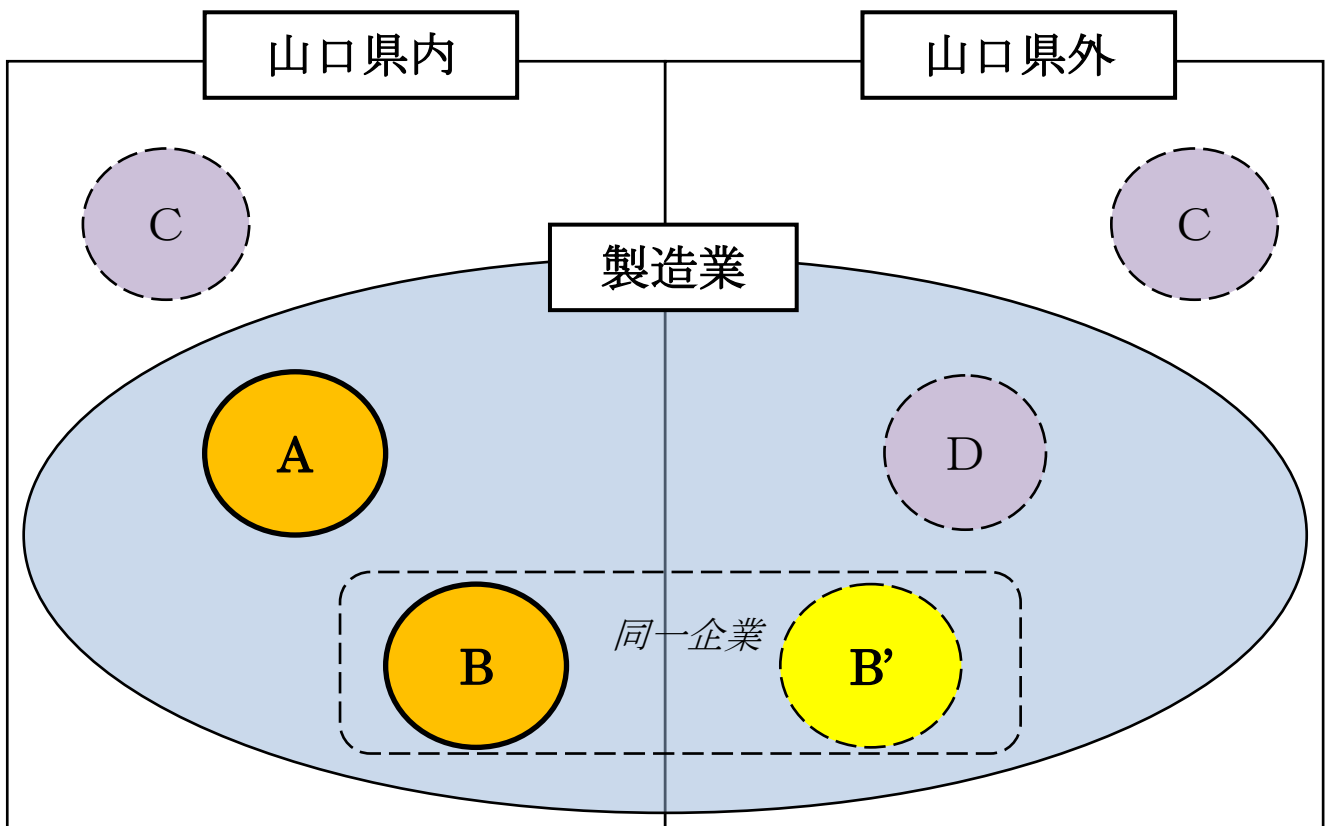
[説明]

- ・ 非製造業は対象外 (C)
- ・ 県外の製造業は対象外 (D)
- ただし、山口県内に工場等のある企業であれば、県外勤務 (B') でも可。

- 勤務期間を算定する製造業……………図の A、B (「県内製造業」)

[説明]

- ・ 勤務期間の算定は、県内での従事期間



「製造業」の判断はどうするのか？

- 「製造業」とは、日本標準産業分類(統計法第28条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件(平成25年総務省告示第405号)の大分類Eであるものを基本とし、やまぐち産業戦略推進計画を推進する観点から判断します。
- 該当するか不明な場合は電話等でお問い合わせください。

県内製造業等に従事後、別の県内製造業等に転職した場合の取扱いは？

- 県内製造業等を退職後、1年以内に別の県内製造業等に従事した場合の勤務期間の算出は、それぞれの県内従事の期間を合計します。
- 退職後の再就職が1年を超えた場合は、勤務期間は合算できません。

県内製造業への就業状況についてはどのように把握するのか？

- 毎年、4月20日までに「就業証明書」を提出してもらうことになります。

薬剤師枠で選考された対象者が薬剤師になれなかった時の取扱いは。

- 薬剤師枠で選考された対象者が薬剤師になれなかった場合であっても、県内製造業等に従事した場合は、そのまま対象者として取り扱います。

【補助関係】

全額補助する条件は？

- 大学院修了等後、1年以内（翌年の4月末日まで）に県内製造業等に就業し、その後10年間のうち通算8年、県内製造業に従事することです。

補助する条件及び計算方法は？

- 大学院修了等後、1年以内（翌年の4月末日まで）に県内製造業等に就業し、その後10年間に県内製造業に従事することです。
- 年度ごとに、従事した月数を96で除して得た数を奨学金の返還額（対象者になった年の4月からの2年間に貸与を受けた金額）に乗じて得た額を翌年度に補助金として交付します。

$$\text{式} : \text{補助金額} = \text{奨学金の返還額} \times (\text{従事した月数} \div 96)$$

- 最大で8年（96月）分（奨学金の返還額の全額）補助します。
- なお、就業から3年以内に自己都合で離職し、かつ離職後1年以内に県外へ転居した場合には、それまでの補助金を返還していただくことになるのでご注意ください。